

広島競輪では、広島競輪の活性化及びファンの新規開拓、売上向上を図ることを目的とし、企業等団体については企業名や商店等の屋号又は商品名等を、個人については記念日等をレース名にできる協賛者を、次のとおり募集しています。

協賛対象レース	広島市営競輪のF I、F II開催の第6レース以降のレース（決勝レースは除く）
協賛特典	<ul style="list-style-type: none"> ・協賛レースの命名（20文字以内） ・レースタイトルの掲載（出走表、場内テレビ、広島競輪HP等） ・番組中継内でのメッセージ等の紹介 ・協賛レースを収録したDVDプレゼント
名称の制限	<p>次のいずれかに該当すると認められるときは、名称の変更を要請</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの (4) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの (6) 社会問題についての主義主張 (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの (8) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等、その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの (10) その他前各号に掲げるもののほか、開催タイトルとして適当でないと認められるもの
協賛資格	<p>次のいずれかに該当しないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業及びこれに類する事業を営むもの (2) 消費者金融業を営むもの (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始決定を受けた事業者 (4) その事業を営むについて、官公署の免許、許可等を必要とする場合に、その免許又は許可等を受けていないもの (5) その行う事業又は行為が社会的批判、指弾の対象となっているもの、その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの (6) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当するもの (7) 前各号に掲げるもののほか、協賛者として適当でないと認められるもの
協賛者の負担	<p>合わせて1万円以上の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優勝選手への副賞 ・ファンサービス品の提供